

糖尿病投稿規定

1. 投稿資格

投稿者は筆頭著者および共著者のうち、少なくとも1名は本学会会員とする。

2. 内 容

1) 原著、症例報告、短報、報告を主とし、糖尿病学に貢献しうるもので、他誌*に掲載されていないもの、また他誌に掲載中でないものとする。投稿された論文で編集委員会が早急に会員に知らせる内容であると判断したものは速報として掲載する。

*他誌とは Index Medicus、医学中央雑誌などに集録された学術誌、またはこれに準ずるものをいう。上記以外の他誌（含報告書・記録集など）に投稿、掲載済みの論文についてはその旨をあらかじめ明記すること。個々の事例は編集委員会の責任において、その適否を決定する。

2) 原著論文は内容により、①疫学、②成因・分類、③診断・治療（食事・運動・薬物）、④病態・代謝異常・合併症、⑤患者心理・行動科学、⑥社会医学・医療経済学の各分野に分類し、投稿の際には、タイトルページに論文がどの分野に相当するかを明示する。

3) ー1 症例報告等患者情報の記載のある論文については、発表に不可欠な事項を除き、患者のプライバシーに関する事項は記載しない。

3) ー2 症例報告等患者情報の記載のある論文の発表に際しては、患者からインフォームド・コンセントを受けなければならない。「[症例報告に関する同意書の説明内容](#)」を確認し、取得した「[同意書](#)」のコピーを投稿時に提出する。筆頭著者あるいは責任著者らは「同意書」の原本を、患者・代諾者は「症例報告に関する同意書の説明内容」並びに「同意書」のコピーを保管する。

a) 未成年者の患者を対象とするときは、本人のみでは同意能力がないとみなされるため、代諾者等からインフォームド・コンセントを受けなければならない。また患者からインフォームド・アセント（未成年であっても理解できる方法で十分に説明を受けた上での賛意）を受けよう努めなければならない。

b) 知的障害あるいは認知機能低下を持つ対象患者については、代諾者等からインフォームド・コンセントを受けなければならない。知的障害や認知機能低下の程度に合わせて、理解を得るように説明を行い、また本人のインフォームド・アセントを得よう努める。本人の拒否の意思が確認できる場合には、発表に用いることは許されない。

c) 患者死亡の場合は、代諾者等からインフォームド・コンセントを受けなければならない。困難な場合には可能な限り「同意書」の取得に努め連絡記録を残す。取得できない場合、機関内倫理審査委員会の承認を得て、投稿時に前述記録・審査結果等を添付する。編集委員会が糖尿病学の発展に寄与する発表と判断した場合、掲載を許可することがある。

3) ー3 症例報告等患者情報の記載のある論文の発表に際しては、機関内倫理審査委員会の規定に従わなければならない。必要に応じて、機関内倫理審査委員会にて迅速審査等を受けるか、あるいは発表の是非を倫理審査委員会に問い合わせる事が望ましい。筆頭著者ならびに責任著者の所属する機関において倫理審査委員会の設置が困難である場合は、倫理審査委員会が設置されている他の施設に依頼することをもってこれに代えることができる。この場合においても、依頼した倫理審査委員会の規定に従わなくてはならない。

4) すべての著者は、[承諾確認書](#)に自筆で署名し、pdf形式の電子ファイルとして、アップロードする。

- 5) 臨床研究の場合はヘルシンキ宣言（ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則，1964年6月世界医師会総会）を基礎として厚生労働省の人を対象とする医学系研究に関する倫理指針，ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針，遺伝子治療臨床研究に関する倫理指針に準拠し，被験者からのインフォームド・コンセントおよび倫理委員会による研究計画の承認を必要に応じて受け，論文中に倫理委員会の名称，承認日，承認番号などを明記する．自施設における後ろ向きの臨床観察研究においても，投稿にあたっては倫理審査委員会の承認が必要である．
- 6) 動物実験の場合は動物の愛護および管理に関する法律（昭和48年10月1日，法律第105号），実験動物の飼育および保管並びに苦痛軽減に関する基準（平成18年4月28日，環境省告示第88号）などを参照して科学的および倫理的規範に準じて行い，施設のガイドラインに準拠していることを論文中に明記する．
- 7) 投稿にあたってすべての著者は投稿時点の前の年から過去3年間における利益相反（COI）について，所定の様式**自己申告によるCOI報告書**にて申告する．著者1名につき1枚の報告書提出とする．著者全員が自筆で署名し，pdf形式の電子ファイルとして，アップロードする．ただし，論文の内容によって編集委員会は追加情報の提供を求めることがある．利益相反関係については論文の末尾に，謝辞または文献の前に掲載される．COI状態がない場合は，「申告すべきCOI状態はない．」などの文言を記載する．COIについては，投稿時点における最新の日本糖尿病学会の指針内容に従う．

参照「医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針」

- 8) 短報は簡潔に報告しうる研究論文とする．
- 9) 報告とは，各種の調査報告など，資料として活用できるものとする．
- 10) 会員の意見交換の場として，「編集者への手紙」欄をおき，既載の論文への意見や臨床の試み，提言など糖尿病学推進の意見を掲載する．
- 11) 「特集」，「レビュー（投稿）」の欄をおき，最近の発展・問題点を中心とした解説を掲載する．
- 12) その他，会報，総会および地方会，糖尿病学の進歩など本学会の行う行事の予報，記録および編集委員会が必要と認めた事項を掲載する．
- 13) 「委員会報告」の欄をおき，調査研究結果を掲載する．構成は原著に準ずる．
- 14) 「コンセンサスステートメント」の欄をおき，科学的根拠に基づいた提言を掲載する．

3. 論文の受付・受理および掲載

- 1) 論文の投稿は，電子投稿システム「ScholarOne ManuscriptsTM」で行う．
- 2) 論文は，以下に示すファイルに分けて，投稿ウェブサイトからアップロードする．必ず投稿前にファイル内の文字化け，画像の鮮明度などを確認する．実際の投稿の仕方は，投稿マニュアルに記載してあるので参照のこと．アップロードするファイルは合計20MB以内とする．
- 3) 原稿は標準的なフォント（MS明朝，MSゴシック）を用いたMicrosoft社のWordで作成し，行番号の表示を推奨する．表示方法は「ページレイアウト」の「行番号」をクリックし，「連続番号」を指定する．12ptの文字を使用し，1行40字 25行（1頁1,000字）として，上下左右に25mm以上の余白をあげ，英文・数字は半角を使用する．
- 4) 表は本文原稿とは別にファイルを作成する．標準的なフォント（MS明朝，MSゴシック）を用いたMicrosoft社のExcelあるいはWordの作表機能での作成を推奨する．
- 5) 動画は，Windows Media PlayerあるいはQuickTimeで再生可能な動画ファイルで作成する．動画像はmpeg，mpg，mov，avi，音声はmp2，mp3，wavを推奨する．投稿前には必ず動作確認を行うこと．
- 6) 論文掲載の採否は2名以上の審査員の審査結果に基づき編集委員会が決定する．

- 7) 掲載の順序は原則として最終原稿ならびに図表の受理の日順に従う。
- 8) 本誌はオンラインジャーナルであり、論文は本学会の採択するインターネットホームページ上に掲載する。掲載した論文の著作権はすべて本学会に所属する。
- 9) 本誌に掲載した論文の無断転載を禁ずる。

4. 論文記載の順序・形式

- 1) タイトルページ：論文の分野（2.2）を参照）、論文題名（和文 50 字以内および英文）、ランニングタイトル（和文 25 字以内）、著者名、所属機関および所在地、責任著者（corresponding author）を記載する。Key words は「糖尿病学用語集」より 5 個以内を選ぶ。ただしその中に入らないものは、その旨を記載すること。
- 2) 本文原稿にはタイトルページを 1 頁とし、各頁にナンバーを入れ、和文要約、英文要約、本文、利益相反（COI）、謝辞、文献および図の説明の順で記載する。
- 3) ファイルは、本文原稿、図、表、（動画）、承諾確認書、COI 報告書の順にアップロードする。
- 4) HbA1c 値は、すべて NGSP 値で表記する。

5. 和文要約と英文要約

- 1) 原著、症例報告、短報、報告には英文要約を添付する。委員会報告には原則として英文要約を添付する。英文要約は必ずダブルスペースにし、著者名に M. D. などの称号はつけない。また、タイトル、著者名（名を先、姓を後）、所属機関、英文要約の順序に記載する。希望者には英文要約の作成サービスを紹介する。
- 2) 要約中に略語を用いるときは本文とは別に、初出のときに正式の用語を用い、略語は（ ）に示す。
- 3) 要約は結論だけでなく、目的、方法、結果などの要旨がよく読みとれる内容のものであること。

6. 本 文

- 1) 原稿は緒言、方法、結果、考察の順に記載する。なお、短報等では結果と考察を一つの項としてもよい。
- 2) 医学用語は、「糖尿病学用語集」、日本医学会医学用語委員会編「医学用語辞典」、「内科学用語集」を用いる。細菌名、遺伝子記号はイタリック体で表記する。
- 3) 論文中たびたび繰り返される用語の代わりに略語を用いてもよいが、要約、本文とも初出のときに正式の語を用い、その際「(以下○○○と略す)」と断ること。
- 4) 外国語、外国人名、地名は原語のまま印刷体で書く。薬品名は原則として一般名を記し、商品名を用いない。なお固有名詞および文頭にきた語句のみ最初の一字を大文字、他は小文字とする。外国語で一般に日本語化しているものを日本語で表すときはカタカナを用いる。
- 5) 度量衡の単位は本文、図表とも mm, cm, mL, dL, L, pg, ng, μ g, mg, g, kg, N/10 などを用いる。数字と単位との間は半角スペースをあけること。

7. 文 献

- 1) 引用文献は論文と直接関連あるものにとどめ、本文中の引用順に末尾に一括し、本文中には文献記載番号を片括弧に入れて肩付きとし、引用箇所記入する。
- 2) 文献の記載形式は、雑誌の場合は、引用番号、著者名（西暦年号）、論文題名、雑誌名、巻数、最初と最後の頁数の順に、単行本の場合は、引用番号、著者名（西暦年号）、論文題名、書名、発行所名、発行地、引用頁数の順に書く、そ

の他下記の文献例に従う。

- 3) 著者名、編者名はすべて記載し、外国人名は姓、イニシアルの順とする。
- 4) 誌名は略記する。本邦のものは日本医学図書館協会編：日本医学雑誌略名表、外国のものは Index Medicus 所載のものに従う。

文献例

- 1) 松本一成, 世羅康徳, 安部恵代, 富永 丹, 三宅清兵衛 (2003) 2 型糖尿病における高感度 C-reactive protein 高値の意義—インスリン抵抗性および接着分子 E—セレクトインとの関連性. 糖尿病 46:1—5
- 2) 馬場茂明 (2003) レクチュア 1: 文明と糖尿病治療—過去・現在・未来—. “糖尿病学の進歩” 第 37 集, 日本糖尿病学会編, 診断と治療社, 東京, p1—6
- 3) Koczwara K, Bonifacio E, Ziegler A-G (2004) Transmission of maternal islet antibodies and risk of autoimmune diabetes in offspring of mothers with type 1 diabetes. Diabetes 53:1—4
- 4) Grodsky GM (2000) Kinetics of insulin secretion: Underlying metabolic events. In: Diabetes Mellitus. 2nd Edit, LeRoith D, Talor SI, Olefsky JM (eds) Lippincott Williams & Wilkins, Philadelphia, p2—11
- 5) 日本糖尿病学会. SGLT2 阻害薬の適正使用に関する委員会. “SGLT2 阻害薬の適正使用に関する Recommendation” <http://www.jds.or.jp/modules/important/index.php?page=article&storyid=48> (2019-8-6 参照)

8. 原稿字数, 図 (写真), 表

- 1) 原稿本文要約, 図 (写真), 表は下表の範囲内とし, 超過を認めない. 規定数を超過するものは受け付けない.
- 2) 英文要約および「編集者への手紙」は, 表題, 所属, 氏名を含めたものとする.
- 3) 図 (写真), 表は別に添付し, 本文中に図, 表が挿入されるべき位置を明示する.
- 4) 図 (写真), 表の文字および説明は和文または英文とする. 説明文は, 本文原稿の最後に記載し, 図表内に用いた略語は full spell を記載することとする. 英文はダブルスペースにする.

	字数制限	要約	Key words	図表
原著	8,000 字	和文 400 字 英文 200 語以内	5 個以内	5 点以内
委員会報告	8,000 字	和文 400 字 英文 200 語以内	5 個以内	5 点以内
コンセンサスステートメント		不要	5 個以内	
症例報告	6,000 字	和文 400 字 英文 200 語以内	5 個以内	5 点以内
短報/報告	3,000 字	和文 400 字 英文 200 語以内	5 個以内	3 点以内
編集者への手紙	1,000 字			1 点以内
レビュー	8,000 字	和文 400 字 英文 200 語以内	5 個以内	5 点以内

9. 校 正

- 1) 著者の校正は一枚のみとし、以後は編集委員会において行う。また校正時の原稿の加筆、修正は誤字などのほかは認めない。
- 2) 正誤表は刷上りの論文が著者の校正と異なる場合にのみこれを作成する。

10. 再投稿受付期間

論文の再投稿受付期間は編集委員会からの通知日から 120 日とし、それ以後に投稿された場合は新論文として扱う。

11. 掲 載 料

掲載料は無料とする。

12. 別 刷

掲載論文の著者は別刷を作製することができる。それに要する実費は著者の負担とする。著者校正時に添付されている料金表を参照し別刷希望部数を記載する。

●以上の規定は 2024 年 5 月 1 日から適用する。